

管理職手当

根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校職員の給与に関する条例（改正 令和4年3月25日条例第6号） 高知県条例第37号 公立学校職員の給与に関する条例第12条 職員の給与等に関する規則 平成19年人事委員会規則第5号 														
手当の 概要	<p>管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目して支給する手当です。</p> <p>管理又は監督の地位にある職員は、一般の職員と異なり、一般的な職員の指揮・監督、担当業務の運営・管理を行う等、その職務について困難性と高度の責任を有しています。このような職務の困難性及び責任の度については、本来は給料表の級の格付けによって考慮されることが原則ですが、それだけでは必ずしも十分に評価しきれない点もあり、給与上の別途の措置を講じる必要があります。</p> <p>またこれらの職員の勤務形態についてみても、必ずしも正規の勤務時間どおりに勤務が終了するわけではなく、さらには、正規の勤務時間外の勤務についても、その勤務を時間で計測することが実情に沿わないほか、計測自体も困難又は不適当と認められる場合が多くあります。そこで、このような点を考慮して、給与を特例的に調整しようとするのが、管理職手当制度の趣旨です。</p> <p>管理職手当の額は、その職員の職種に応じた額となります。</p>														
手当の 沿革	昭和28年に制定され、昭和33年から校長、昭和35年から教頭が対象となりました。昭和40年、昭和47年の改正等を経て、平成9年に特に規模の大きな学校の校長の加算についての改善を行いました。近年では平成19年度から管理職手当の定率制から定額化に改正され、現在に至っています。														
支給要件	船長、校長、副校長、教頭、事務長														
支給額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土佐海援丸船長</td> <td>66,500円</td> </tr> <tr> <td>小学校中学校等教育職給料表適用の校長・副校長</td> <td>52,100円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等教育職給料表適用の校長・副校長</td> <td>54,600円</td> </tr> <tr> <td>小学校中学校等教育職給料表適用の教頭</td> <td>43,700円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等教育職給料表適用の教頭</td> <td>44,100円</td> </tr> <tr> <td>事務長（岡豊、高知追手前、高知小津、高知北、高知西、高知工業、高知東、高知南、安芸、中村、山田養護、高知若草養護）</td> <td>41,600円</td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	土佐海援丸船長	66,500円	小学校中学校等教育職給料表適用の校長・副校長	52,100円	高等学校等教育職給料表適用の校長・副校長	54,600円	小学校中学校等教育職給料表適用の教頭	43,700円	高等学校等教育職給料表適用の教頭	44,100円	事務長（岡豊、高知追手前、高知小津、高知北、高知西、高知工業、高知東、高知南、安芸、中村、山田養護、高知若草養護）	41,600円
職	支給額														
土佐海援丸船長	66,500円														
小学校中学校等教育職給料表適用の校長・副校長	52,100円														
高等学校等教育職給料表適用の校長・副校長	54,600円														
小学校中学校等教育職給料表適用の教頭	43,700円														
高等学校等教育職給料表適用の教頭	44,100円														
事務長（岡豊、高知追手前、高知小津、高知北、高知西、高知工業、高知東、高知南、安芸、中村、山田養護、高知若草養護）	41,600円														
支給手続	その職に就けば支給されますが、長期の休暇等により勤務の実態がない場合は支給を止める手続きが必要です。														

根拠となる法令等

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年7月12日条例第37号）

(管理職手当)

第12条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で指定する職にある職員には、管理職手当を支給することができる。

- 2 管理職手当の月額は、職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める。一部改正〔平成18年条例62号〕

附 則(平成18年12月26日条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

- 2 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(（平成17年高知県条例第97号。次項及び附則第5項において「平成17年改正条例」という。）附則第11項から第13項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項中「職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」とする。一部改正〔平成22年条例46号〕

附 則(平成22年11月30日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第1条中公立学校職員の給与に関する条例第23条の2第2項の改正規定は平成23年1月1日から、第2条及び第4条の規定は同年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第22条第2項(同条第3項又は第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第27条第1項、第2項、第4項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年高知県条例第1号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年高知県条例第51号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員(公立学校職員の給与に関する条例(以下この号において「給与条例」という。)第25条に規定する職員を除く。以下同じ。)となった者(同年4月1日に職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち、人事委員会規則で定める日)において職員が受けるべき給料の月額、管理職手当の月額(知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成22年高知県条例第2号)第3条の規定による額とする。)並びに初任給調整手当、

- 扶養手当、地域手当、住居手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、特地勤務手当(給与条例第16条の3の規定による手当を含む。)及び単身赴任手当(給与条例第21条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)並びに公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第3条第1項の教職調整額の月額の合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月から平成22年11月までの月数(同年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成22年6月1において職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額
- 3 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の適用を受ける者(一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)の適用を受ける者を含む。)その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の適用を受ける者(一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)の適用を受ける者を含む。)その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

根拠となる法令等

職員の給与等に関する規則 附則(平成19年3月27日人事委員会規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第9条、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第12条及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第9条の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、この規則による改正後の職員の給与の支給等に関する規則（次項において「新規則」という。）第5条第1項から第4項までの規定による管理職手当の額が経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあっては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額。以下この項において同じ。）（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第74号。以下この項において「職員の改正条例」という。）、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号。以下この項において「公立学校職員の改正条例」という。）及び警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第76号。以下この項において「警察職員の改正条例」という。）の施行の日において職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号又は警察職員の改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）である者にあっては、当該経過措置基準額に100分の99.61（同日において減額改定対象職員である者以外の者（同日において職員の給与に関する条例別表第4の1医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）にあっては、100分の99.78）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下この項において同じ。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の額として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

一部改正〔平成21年人事委員会規則10号・59号・22年41号〕

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めた額をいう。
- (1) この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下この項において「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規則による改正前の職員の給

与の支給等に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）第5条第1項の表に掲げる職に対応する同表に定める区分（同表中「支給割合及び職」とあるのは「区分及び職」と、「20%」とあるのは「1種」と、「18%」とあるのは「2種」と、「16%」とあるのは「3種」と、「12%」とあるのは「4種」と、「10%」とあるのは「5種」とそれぞれ読み替えて同表の規定を適用するものとした場合における区分をいう。以下この項において「旧区分」という。）に相当する新規則第5条第1項の表に定める区分に対応する同表に掲げる職を占める職員であって施行日以後に当該職に相当する職を占めるものをいう。第4号において同じ。）施行日の前日にその者が受けている管理職手当の額（旧規則第5条第1項の表備考2の規定の適用を受けていた者にあっては、施行日以後も引き続き同備考の規定の適用があるもの（支給割合に加算がないことを含む。）とした場合（管理職手当の額の算定における支給割合を乗ずる額については、施行日の前日における当該額と同額とする。）に受けることとなる管理職手当の額（当該額が旧規則第5条第1項の規定により施行日の前日にその者が受けている管理職手当の額を超えることとなる場合にあっては、当該施行日の前日にその者が受けている管理職手当の額））

- (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分等相当職員（旧区分より高い区分に相当する新規則第5条第1項の表に定める区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。）同日にその者が受けている管理職手当の額（旧規則第5条第1項の表備考2の規定の適用を受けている者にあっては、同日にその適用がないものとした場合に受けることとなる管理職手当の額）
- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規則第5条第1項の表に定める区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第5号において同じ。）同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規則第5条第1項の表に定める区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したものとし、旧区分に相当する新規則第5条第1項の表に定める区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (5) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規則第5条第1項の表に定める区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (6) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額（施行日に旧規則第5条第1項の表備考2の規定の適用を受けていた者（校長に限る。）が教育委員会の教育次長若しくは事務局の課長若しくはこれらに相当する職（以下この号において「教育次長等の職」という。）に異動したとき又は教育次長等の職を占めていた者が施行日以後も引き続き同備考の規定の適用があるものとされる職（校長に限る。）に異動したときその他施行日以後にこれらに準ずる異動をしたときには、任命権者が人事委員会の承認を得て定める額）
- (7) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）第6条第1項各号に掲げる者その他人事委員会の定める

これらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会の定める職員任命権者が人事委員会の承認を得て定める額

Q	<p>学校長が6月25日から8月8日まで病休をとりました。管理職員手当はどうなりますか？</p> <p>又公務上の災害で休んでいる場合はどうなりますか？</p>
A	<p>7月は全日勤務していないので、7月の管理職手当の支給を止める必要があります。</p> <p>この場合、6月末に作成する月例報告で管理職手当の支給を止める手続きをしておくと7月分の管理職手当をストップすることができます。8月に復帰することがわかっている場合には、7月末の月例報告にチェックを入れないことにより、8月分に管理職手当をつけることができます。抜からないように気をつけましょう。（通勤手当も同様です。）</p> <p>なお、公務上の災害で休んでいる場合は管理職手当が出ますので手続きを取る必要がありません。</p>
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none">高知県条例第37号 公立学校職員の給与に関する条例職員の給与の支給等に関する規則 平成19年人事委員会規則5号

管理職員特別勤務手当

根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校職員の給与に関する条例第20条の2 職員の給与の支給等に関する規則第5条第1項 管理職員特別勤務手当に関する規則 												
手当の 概要	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支払われます。												
手当の 沿革	平成4年1月1日から実施された手当です。管理職員の職務遂行上の困難性や勤務の特殊性など勤務をせざるを得ない事例の増加に伴って、給与上の配慮により支給されることとなりました。												
支給要件	<p>1. 週休日等に処理することが必要な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務</p> <p>※原則として、真に当該週休日等に処理すべき業務のための勤務であったか否かを判断の基礎とし、臨時又は緊急の必要性もなく職員の自由意志に基づいて行われる勤務については支給対象となりません。また出張中に当該業務に従事した場合は、その従事した時間が明確に証明できる場合に限り支給されます。</p> <p>2. 災害への対処その他の臨時又は、緊急の必要により週休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</p>												
支給額	<p>規則第5条に定める管理職手当の支給割合に応じた額で、勤務1回につき次表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理職手当の支給割合</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>18%</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>16%</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>12%</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	管理職手当の支給割合	支給金額	20%	10,000円	18%	9,000円	16%	8,000円	12%	6,000円	10%	4,000円
管理職手当の支給割合	支給金額												
20%	10,000円												
18%	9,000円												
16%	8,000円												
12%	6,000円												
10%	4,000円												
支給手続	<p>勤務した実績に基づいて支給する手当であるので、その勤務実態について確実に把握する必要があるため、管理職員特別勤務実績簿を作成し、保管しなければなりません。</p> <p>勤務回数は、連続する勤務（休憩等に要した時間（3時間未満）をはさんで引き続き勤務を含む。）の始まりから終わりまでを1回として取り扱います。</p> <p>該当の勤務実績について、管理職員特別勤務実績簿を作成し、当月の月例報告で回数を報告します。</p> <p>【月例報告の入力区分】</p> <p>勤務に従事した時間が、6時間未満の場合…10割回数 6時間を超える場合…15割回数</p>												

根拠となる法令等

公立学校職員の給与等に関する条例第20条の2

(管理職員特別勤務手当)

第20条の2 第12条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

一部改正〔平成26年条例87号〕

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

全部改正〔平成26年条例87号〕

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

追加〔平成26年条例87号〕

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一部改正〔平成26年条例87号〕

追加〔平成3年条例38号〕、一部改正〔平成6年条例46号・7年23号・10年40号・26年87号〕

附 則(平成26年12月26日条例第87号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定、第4条及び第6条の規定、第9条中公立学校職員の給与に関する条例第16条第2項の表4の項及び第23条第2項の改正規定並びに第11条中警察職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定並びに次項から附則第5項まで及び附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

2 第9条の規定（公立学校職員の給与に関する条例第16条第2項の表4の項の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は平成26年10月1日から、第1条の規定（職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定に限る。附則第5項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（同項において「改正後の職員の条例」という。）、第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）、第6条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）、第9条の規定（公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項の改正規定に限る。附則第5項において同じ。）による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（同項において「改正後の公立学校職員の条例」という。）及び第

11条の規定(警察職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定に限る。附則第5項において同じ。)による改正後の警察職員の給与に関する条例(同項において「改正後の警察職員の条例」という。)の規定は同年12月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 3 第9条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、同条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

(期末手当の内払)

4 略

(勤勉手当の内払)

- 5 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第9条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第11条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する職員の給与に関する条例(一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)、公立学校職員の給与に関する条例又は警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

職員の給与の支給等に関する規則第5条第1項

(管理職手当)

- 第5条 管理職手当を支給する職は、次の表に掲げる職(職には、正規の発令を受けた事務代理者を含むものとする。以下この条において同じ。)とし、当該職を占める職員に支給する管理職手当の区分は、同表に掲げる職に応じ、同表に定める区分とする。

組織区分	区分及び職				
	1種	2種	3種	4種	5種
省略					
教育委員会	教育次長 参事 教育振興監 青少年センター所長 図書館長	事務局の課長 企画監 教育事務所長 教育センター所長 教育センター自重 教育センターの部長 幡多青少年家所長 心の教育センター所長 土佐海援丸船長	高等学校長 特別支援学校長 義務教育学校長 中学校長 小学校長	高等学校副校長 特別支援学校副校長 義務教育学校副校長 中学校副校長 小学校副校長 高等学校教頭 特別支援学校教頭 義務教育学校教頭	中学校教頭 小学校教頭 (以下、省略)
(以下、省略)	(以下、省略)	(以下、省略)	(以下、省略)	(以下、省略)	(以下、省略)

根拠となる法令等

管理職員特別勤務手当に関する規則(平成4年3月18日人事委員会規則第5号)

管理職員特別勤務手当に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下「職員の条例」という。) 第19条の2、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号。以下「公立学校職員の条例」という。)第20条の2、警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。以下「警察職員の条例」という。)第19条の2、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号。以下「任期付職員条例」という。) 第5条第2項から第4項まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第2項及び第3項の規定による管理職員特別勤務手当の支給については、職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号。以下「支給規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(特定管理職員)

第2条 職員の条例第19条の2第1項、公立学校職員の条例第20条の2第1項及び警察職員の条例第19条の2第1項(これらの規定を任期付職員条例第5条第2項から第4項まで並びに任期付研究員条例第6条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する特定管理職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 支給規則第5条第1項の表に掲げる職を占める職員(以下「管理監督職員」という。)
一部改正〔平成19年人事委員会規則8号・27年8号〕
- (2) 任期付職員条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員
- (3) 任期付研究員条例第3条第1号の規定に基づき任期を定めて採用された職員
一部改正〔平成27年人事委員会規則8号〕

2 職員の条例第19条の2第2項、公立学校職員の条例第20条の2第2項又は警察職員の条例第19条の2第2項の規定により管理職員特別勤務手当を支給する特定管理職員は、管理監督職員に限るものとする。

追加〔平成27年人事委員会規則8号〕
一部改正〔平成19年人事委員会規則8号・27年8号〕

(管理職員特別勤務手当の額等)

第3条 職員の条例第19条の2第3項第1号、公立学校職員の条例第20条の2第3項第1号及び警察職員の条例第19条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る支給規則第5条第1項の表に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額(同条第2項の規定に基づく区分に応する額については、人事委員会が別に定める額とする。)
 - ア 1種 1万円
一部改正〔平成19年人事委員会規則8号・27年8号〕
 - イ 2種 9,000円
一部改正〔平成19年人事委員会規則8号〕
 - ウ 3種 8,000円
一部改正〔平成19年人事委員会規則8号〕
 - エ 4種 6,000円
一部改正〔平成19年人事委員会規則8号〕
 - オ 5種 4,000円
一部改正〔平成19年人事委員会規則8号〕
一部改正〔平成19年人事委員会規則8号・27年8号〕

- (2) 前条第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受けける任期付職員条例第4条第1項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額
ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第3項(職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給料月額1万円
一部改正〔平成21年人事委員会規則18号・27年8号〕
イ 5号給 9,000円
ウ 3号給及び4号給 8,000円
エ 1号給及び2号給 6,000円
一部改正〔平成21年人事委員会規則18号・27年8号〕
- (3) 前条第1項第3号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受けける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額
ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項(職員の育児休業等に関する条例第19条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給料月額 1万円
一部改正〔平成21年人事委員会規則18号・27年8号〕
イ 5号給 9,000円
ウ 3号給及び4号給 8,000円
エ 1号給及び2号給 6,000円
一部改正〔平成21年人事委員会規則18号・27年8号〕
一部改正〔平成19年人事委員会規則8号・21年18号・27年8号〕
- 2 職員の条例第19条の2第3項第1号、公立学校職員の条例第20条の2第3項第1号及び警察職員の条例第19条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。
一部改正〔平成27年人事委員会規則8号〕
- 3 職員の条例第19条の2第3項第2号、公立学校職員の条例第20条の2第3項第2号及び警察職員の条例第19条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る支給規則第5条第1項の表に定める区分に応じ、それ各自當該各号に定める額とする。
- (1) 1種 5,000円
(2) 2種 4,500円
(3) 3種 4,000円
(4) 4種 3,000円
(5) 5種 2,000円
追加〔平成27年人事委員会規則8号〕
- 4 職員の条例第19条の2第1項、公立学校職員の条例第20条の2第1項又は警察職員の条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて職員の条例第19条の2第2項、公立学校職員の条例第20条の2第2項又は警察職員の条例第19条の2第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続勤務に係る職員の条例第19条の2第2項、公立学校職員の条例第20条の2第2項又は警察職員の条例第19条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
一部改正〔平成19年人事委員会規則8号・21年18号・27年8号〕

(管理職員特別勤務実績簿)

第4条 任命権者(その委任を受けた者を含む。次項において同じ。)は、別記様式による管理職員特別勤務実績簿を作成し、保管しなければならない。
一部改正〔平成19年人事委員会規則40号〕

- 2 前項の場合において、総務事務集中化システムに記録したときは、任命権者は、同項の規定による作成をしたものとみなす。

追加〔平成19年人事委員会規則40号〕

一部改正〔平成19年人事委員会規則40号・27年8号〕

(雑則)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年12月21日人事委員会規則第46号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の管理職員特別勤務手当に関する規則別記様式は、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成10年8月4日人事委員会規則第21条)

この規則は、公布の日から施行し、(中略)第2条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成14年12月27日人事委員会規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月27日人事委員会規則第8号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日人事委員会規則第40号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日人事委員会規則第18号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日人事委員会規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

管理職員特別勤務実績簿

[別紙参照]

全部改正〔平成27人事委員会規則8条〕、一部改正〔平成19年人事委員会規則8号〕

別記様式（第4条関係）

管理職員特別勤務実績簿

所属	職名	氏名	管理職手当の区分					
勤務の内容		勤務の開始時刻及び終了時刻	休憩等の時間	実働時間	勤務することが必要であった理由	週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うことができなかった理由（第1項の勤務の場合）	勤務者確認欄	確認者確認欄
<input type="checkbox"/> 第1項の勤務 （週休日等） <input type="checkbox"/> 第2項の勤務 （週休日等以外の日）		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	時間 分	時間 分				
<input type="checkbox"/> 第1項の勤務 （週休日等） <input type="checkbox"/> 第2項の勤務 （週休日等以外の日）		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	時間 分	時間 分				
<input type="checkbox"/> 第1項の勤務 （週休日等） <input type="checkbox"/> 第2項の勤務 （週休日等以外の日）		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	時間 分	時間 分				

- 備考 1 「第1項の勤務」とは職員の条例第19条の2第1項、公立学校職員の条例第20条の2第1項又は警察職員の条例第19条の2第1項の勤務を、「第2項の勤務」とは職員の条例第19条の2第2項、公立学校職員の条例第20条の2第2項又は警察職員の条例第19条の2第2項の勤務をいう。
- 2 「週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更」とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第6条、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第6条又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第6条の規定に基づく週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更をいう。

Q	管理職員特別勤務手当の該当になる勤務にはどのようなものがありますか。
A	<p>管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要等がある場合において、明示の指示により又は明示の指示が想定される状況下で管理職員が週休日等に止むを得ず勤務に従事したときに支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時における児童生徒の保護 ・緊急の防災若しくは復旧の業務 ・児童生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務 ・児童生徒に対する緊急の補導業務 <p>等が考えられますが、支給の対象となる勤務か否かは、原則として、真に当該週休日等に処理すべき業務のための勤務であったか否かを判断の基礎とします。</p> <p>臨時又は緊急の必要性もなく、職員の自由意志に基づいて行われる勤務まで含むものではないので注意が必要です。</p> <p>次の業務は支給対象となる勤務ではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種資料の整理等 ・通常の勤務日に一般的に行われているデータの計測、機器の管理その他これに類する業務 ・所属機関以外の機関等が主催する諸行事（記念式典、表彰式、講習会等）等への儀礼的な参加、出席（あいさつ等を行う場合を含む。） ・所属機関が主催又は共催する諸行事等への開催事務担当以外の立場での参加、出席
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校職員の給与に関する条例第20条の2 ・管理職員特別勤務手当に関する規則 ・管理職員特別勤務手当の運用について

	<p>7月7日（土）と7月8日（日）に大雨のため、教育委員会より校長（若しくは代理者）の待機の要請があった。次の場合、管理職員特別手当支給対象となるか。</p> <p>○7月7日（土）</p> <p>8:00 ○○市に災害対策本部が設置、第2配備体制となる。 校長（もしくは代理者）に待機指示あり。</p> <p>13:32 一部学校待機解除になったため、△△地域の一部小中学校（今回メール送信した対象校）においては、施設管理責任者の学校待機を解除。</p> <p>○7月8日（日）</p> <p>6:00 校長等へ学校待機指示、再度第2配備体制となる。</p> <p>13:55 学校待機解除 (大雨特別警報は、夕方6時頃には解除の見込みとなり、施設管理責任者の学校待機を解除。)</p>
A	<p>1. 7／7（土）及び7／8（日）の管理職の勤務は、管理職員特別勤務手当の支給対象業務としてよろしいか。</p> <p>2. 教育委員会からは各校長（もしくは代理者）に待機要請がされているが、学校の判断として管理職2名で勤務した場合は、両名に管理職特別手当の支給は可能か。</p> <p>1. 学校での配備（待機）時の主な業務は、「施設管理者としての学校施設管理」と「配備体制下における教育委員会等との連絡調整」となります。 学校施設管理業務は、学校施設の被害状況の随時確認や、被害への応急対応が主ですが、市が避難所開設を行う際の補助等の業務が含まれます。 連絡調整業務は、配備中に教育委員会から発出される災害情報の収受や、教育委員会からの照会に関する回答、配備中および配備後の臨時休校や学校行事の催行判断のための連絡調整等となります。以上のことから、今回の勤務は管理職特別勤務手当の支給対象となります。</p> <p>2. 複数名勤務があった場合は、その判断がどのように行われたかを学校ごとに確認し、職員の自由意思でなく、適切な判断により緊急又は臨時に複数名勤務が行われた場合にのみ管理職員特別勤務手当の支給対象となります。</p>
根拠法令 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年3月18日人事委員会規則第5号）

Q	<p>1. 週休日等における管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務1回が6時間を超えるときは手当額が5割増しとされているが、この「6時間」は出勤から退庁までの時間数と考えて良いか。</p> <p>2. 長時間になるということで、校長と教頭が交代、校長だけが勤務、二人が一緒に勤務等の事例が発生します。特に気をつけることはありますか？</p> <p>3. 従事時間が1時間30分でも1回で請求していいでしょうか？</p>
A	<p>1. 手当額が割増しとなる勤務の「6時間」は、週休日等における実働時間によって計算することとされている。したがって、週休日等における勤務の始まりから終わりまでの間に食事、休憩、睡眠等勤務に従事していない時間があれば、それらを除いた時間により計算することとなる。</p> <p>2. 二人体制での勤務が必要である、という明確な理由の記載までは求めないが、用務の内容に伴う適正な配置をしてください。</p> <p>3. 1時間以上であれば支給しても差し支えありません。1時間未満になる場合は、原則支給できませんが、短時間の場合はその勤務の緊急の必要性を十分精査したうえで支給可否を判断することになります。</p>
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校職員の給与に関する条例第20条の2 ・管理職員特別勤務手当に関する規則 ・管理職員特別勤務手当の運用について